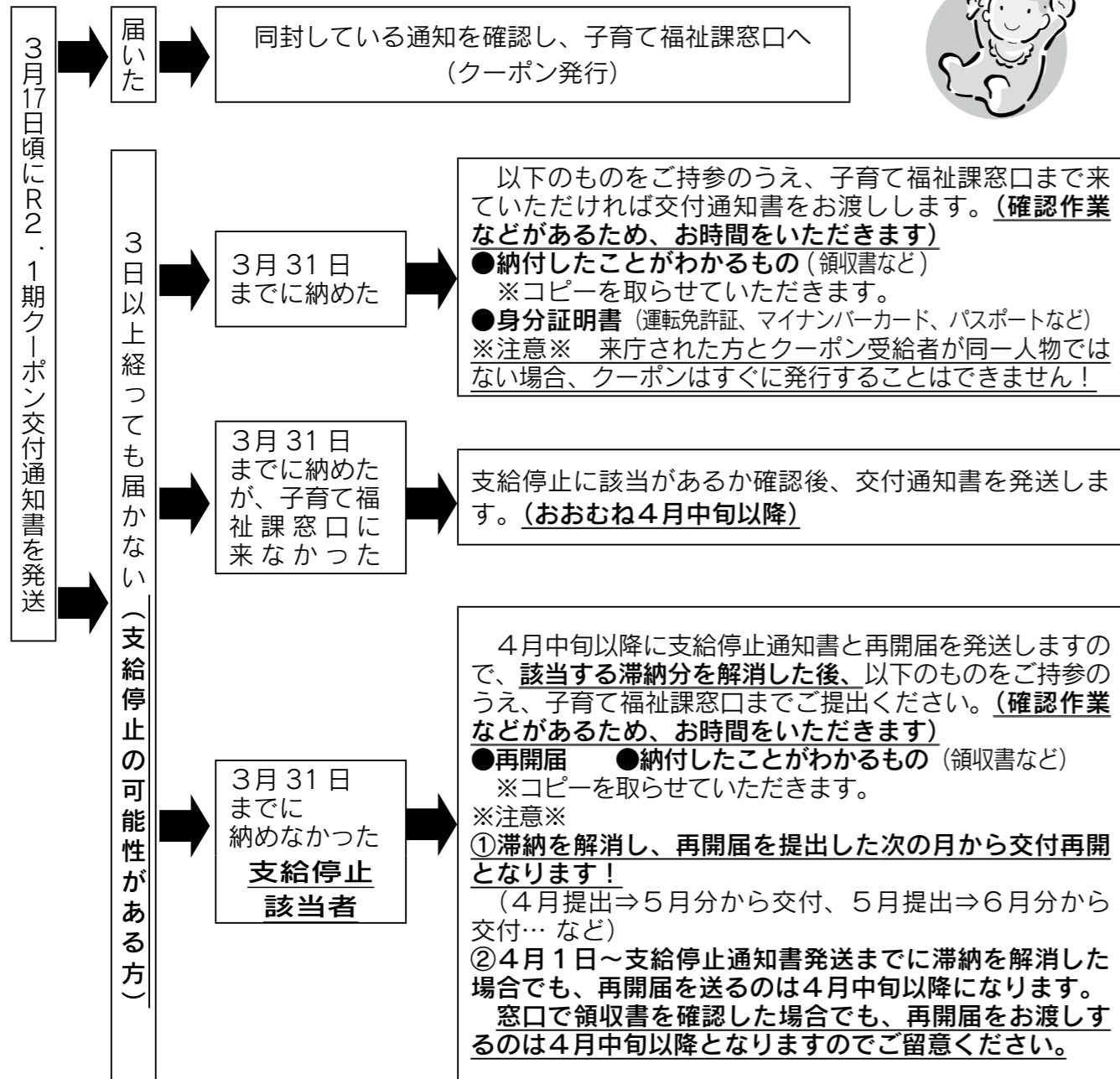


～子育て支援制度に関する重要なお知らせです！～

平成30年度の制度改正により、当該年度から過去2年度分の町税、国民健康保険税、保育料、学童クラブ育成料に滞納及び未納があり、前年度の3月31日まで(随時期課税該当者、学童クラブ育成料(延長分)該当者は最後の納期限まで)に滞納及び未納を解消していない場合、**次世代育成クーポン・出産助成金・青少年育成支援金・青少年医療費助成費が支給停止に該当します。**

令和2年度分については、**平成30年度、令和元年度分が対象となり、令和2年3月31日まで(随時期課税該当者、学童クラブ育成料(延長分)該当者は最後の納期限まで)が納期限**となっていますので、該当がある方は下記手続き方法を必ず確認してください！

●次世代育成クーポン(令和2年度第1期交付手順)



●出産助成金

- ご出産されたすべての方に申請書を記入していただきます。ただし、審査の結果滞納がある場合、
- ① 日の出町から『日の出町出産助成金支給申請却下通知書』が郵送されます。
 - ② 滞納を解消し、出産日から3カ月以内に再度申請していただき、改めて審査の結果、支給が決定されれば、指定口座に決定金額が振り込まれます。(再度の申請の際には、必ず納付したことがわかるもの(領収書など)をご持参ください。)



●青少年育成支援金(令和2年度第1期申請手順)

3月31日まで(随時期課税該当者、学童クラブ育成料(延長分)該当者は最後の納期限まで)に滞納及び未納を解消しなかった方は支給停止に該当します。

4月中旬以降に支給停止通知書と再開届を発送しますので、**該当する滞納分を解消した後、以下のものをご持参のうえ、子育て福祉課窓口までご提出ください。(確認作業などがあるため、お時間をいただきます)**

★再開届/★納付したことがわかるもの(領収書など) ※コピーを取らせていただきます。

※注意※

①滞納を解消し、再開届を提出した次の月から育成支援金支給再開となります!

(4月提出⇒5月分から再開⇒8月申請時 上限30,000円、

5月提出⇒6月分から再開⇒8月申請時 上限20,000円・・・など)

②4月1日～支給停止通知書発送までに滞納を解消した場合でも、再開届を送るのは4月中旬以降になります。

窓口で領収書を確認した場合でも、再開届をお渡しするのは4月中旬以降となりますのでご注意ください。

●青少年医療費助成

申請につきましては随時受け付けますが、審査の段階で、滞納があることが発覚した場合、**滞納を解消する日以前にかかった医療費については助成することはできませんのでご注意ください。** ※その他の福祉施策(高齢者医療費助成事業、元気で健康に長生き医療費助成事業、がん医療費助成事業、町営住宅入居の申請など)につきましても同様の制度があります。詳細は各担当課にご確認ください。



次世代育成クーポンを交付します(令和2年度第1期・4月～7月分)

▼交付日時	3月の交付日時	22日(日)	午前9時～午後1時
	23日(月)	午前9時～午後7時	
	24日(火)	午前9時～午後7時	
	25日(水)以降	午前9時～午後5時(土日・祝日除く)	

▼3月17日頃に郵送の「クーポン交付通知書」が届きましたら、必ず内容をご確認いただき、必要事項を記入のうえ、1階子育て福祉課窓口へお持ちください。

▼クーポン交付時に身分証明書の提示をお願いしますので、**運転免許証、パスポート、マイナンバーカードまたは健康保険証などをお持ちください。**

▼クーポン券のJAへの預け入れは必要最小限とし、地元商店でご利用ください。なお、JAへの預け入れは**4月中旬以降**になりますのでご注意ください。

▼平成30年度から制度改正により、クーポンの支給を停止する要件ができました。**交付通知書が届かない方はその要件に該当する可能性のある方になります。**

青少年育成支援金【高校生年代対象】

支給申請 および4月から高校生年代となる方への認定手続きの受付

次世代を担う青少年たちが健やかに成長し将来、日の出町の原動力となることを期待して、青少年育成支援金制度を実施しています。高校生年代の青少年にかかった経費(授業料、通学費、習い事など)について、領収書などを添えて、年3回の支給申請(各4カ月分4万円を上限)により、青少年育成支援金が支給されます。 ※審査の結果、対象経費と認められない場合がございます。

支給申請(令和元年度第3期) 教材費、通学費、習い事などに関わる経費などのうち、令和元年12月～令和2年3月の間にかかった費用が対象です。

受付期間 3月2日(月)～31日(火) ※受付期間を過ぎた申請は、お受けできませんのでご注意ください。

必要なもの 印鑑、申請書、領収書など

※事前認定がお済みでない方は、子育て福祉課までご連絡ください。

認定手続き(4月から高校生年代)

支給を受けるには、事前の認定手続きが必要です。対象の方には、案内書類を郵送しています。制度の利用を希望される方は、3月13日(金)までに必要書類(認定請求書・青少年の保険証コピー)の提出をお願いします。案内書類がお手元に届いていないようでしたら子育て福祉課までご連絡ください。



- 問 手続きに関すること：子育て福祉課子育て支援係 内線 299
- 問 保育料に関すること：子育て福祉課子育て支援係 内線 295
- 問 学童育成料に関すること：子育て福祉課子育て支援係(志茂町児童館) ☎(597) 2547
- 問 税に関すること：税務課 納税係 内線 273